

◇給料等の支給に関する規則及び臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

- 1 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正に伴い、規定を整備することにした。
- 2 この規則は、令和6年6月1日から施行することにした。

(総務局人事部給与課)